

平成27年度第2回庁議提案 審議・報告・その他  
 提出日：平成27年4月22日  
 担当部・課：健康部 保険年金課〔内線2332〕  
 健康部 介護保険課〔内線2432〕

①件名
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】        東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の全額の財政支援により、平成26年度まで免除措置を行ってきたところであるが、平成27年度においても、全額の財政支援が延長された。</p> <p>【目的】        国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）</li> <li>・国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）</li> <li>・介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号）</li> <li>・東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例</li> <li>・東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例</li> </ul> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成23年3月11日から平成27年3月31日 免除措置</p> <p>平成27年2月18日 「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡</p> <p>平成27年2月23日 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡</p> <p>平成27年3月31日 「東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」及び「東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」専決処分</p>

⑤主な内容

区 分	免除期間	
	変更後	変更前
①帰還困難区域等	平成28年3月分まで	平成27年3月分まで
②上位所得層を除く 旧緊急時避難準備区域等		
③旧避難指示解除 準備区域等	上位所得層を除く	
	上位所得層	平成27年9月分まで

※帰還困難区域等：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

※旧緊急時避難準備区域等：旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難  
勸奨地点（ホットスポット）

※旧避難指示解除準備区域等：旧避難指示解除準備区域、平成26年度に指定が解除された特定避難  
勸奨地点（ホットスポット）

※上位所得層：国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯  
介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

※免除対象者：国保4世帯（平成27年3月現在）  
介護1人（平成27年3月現在）

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

- ・他市町村においても、同様の措置を行うもの。
- ・宮城県後期高齢者医療保険料の免除についても、同様に延長されている。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- ・施行期日 平成27年4月1日
- ・次回市議会へ報告予定

⑨その他